



Title	AI相談・通報・事件報道をめぐる論点整理：個人的相談が社会的事件へ過剰接続される時代に
Author(s)	工藤, 郁子
Citation	ELSI NOTE. 2026, 70, p. 1-11
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/104874">https://doi.org/10.18910/104874</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka



大阪大学 社会技術共創研究センター  
Research Center on Ethical, Legal and Social Issues

ELSI NOTE No.70

2026年5月29日

# AI相談・通報・事件報道 をめぐる論点整理

——個人的相談が社会的事件へ  
過剰接続される時代に

---

Author

---

工藤 郁子

大阪大学 社会技術共創研究センター 特任准教授 (2026年05月現在)

---

## 概要

本 ELSI NOTE は、対話型 AI への相談を契機に、児童相談所から警察への通報、マスメディアによる事件報道、SNS での誹謗中傷などが短期間で生じた事件を受けて、制度的論点を整理する。対話型 AI は、家庭内暴力（DV）や児童虐待の当事者を相談窓口につなぐ有効な入口となりうる一方、当事者本人の予期しない事態に展開するリスクも伴っている。情報環境の変化などを踏まえて、相談した当事者の安全を守るべく、制度の見直しが求められる。

## 目次

1. はじめに .....	3
2. 対話型 AI と児童相談所 .....	3
3. 児童相談所と捜査機関 .....	5
4. 捜査機関と事件報道 .....	6
5. 事件報道と SNS .....	9
6. おわりに .....	9

## 1. はじめに

- プロ野球監督が、2026年5月25日夜、自宅で18歳の長女に暴行を加えた疑いで現行犯逮捕された。翌日、監督は辞任を発表した<sup>1</sup>。
- 報道によれば、長女が対話型AI「ChatGPT」へ相談した際に児童相談所が案内され、電話をかけたところ、児童相談所から警察に通報があり、逮捕につながったとされる<sup>2</sup>。
- 同時に、長女は「警察が来て一番驚いているのは自分自身」「このような大事に発展してしまったこと、私が言うのもなんですが非常に恥ずかしく思います」「SNS等でたたくといった誹謗中傷や、さらし行為などは（中略）なるべく控えていただくことを切に希望しております」と述べたとも報じられている<sup>3</sup>。
- 本件は、執筆時点（2026年5月）で確定した事実関係が判明していない。
- しかし、AI相談、児童相談所から警察への通報、逮捕、マスメディアの事件報道、辞任、SNSにおける誹謗中傷などが、短期間で一気につながってしまうリスクが示されている。そこで、制度設計はどうあるべきかという課題意識のもとで、論点を整理したい。

## 2. 対話型 AI と児童相談所

- 報道によれば、対話型AIが児童相談所を案内し、それを受けて長女が電話をかけたとされている。
  - 対話型AIが、当事者と公的機関の相談窓口とをつなぐ媒介になっている。
- まず、AI相談には、有益な面がある。

---

<sup>1</sup> 読売新聞オンライン「阿部・巨人監督が辞任、長女への暴行容疑…『伝統ある巨人軍の監督の名を汚してしまった』涙ながらに謝罪」2026年5月26日、<https://www.yomiuri.co.jp/national/20260526-GYT1T00138/>

<sup>2</sup> 岡田有花「被害長女がChatGPTに相談→児相に通報か 巨人・阿部前監督の暴行事件」ITmedia NEWS, 2026年5月26日、<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2605/26/news081.html>

<sup>3</sup> 日刊スポーツ「【手紙全文】『警察来て一番驚いたのは自分』阿部監督長女『私の意向聞かれず通報される形に』」2026年5月27日、<https://www.nikkansports.com/baseball/news/202605260001059.html>

- 家族内暴力（DV）では、当事者が通報の判断をしにくい。特に、心理的支配やモラルハラスメントを受けている場合、当事者は過度に自責的になりやすく、周囲に相談すること自体をためらう。
- 政府広報も DV について「自分を責めたり、一人で悩んだりせずに、配偶者暴力相談支援センターなどのお近くの相談窓口に早めに相談しましょう」と促している<sup>4</sup>。
- この意味で、対話型 AI は、匿名性や心理的負担の低さなどによって、早期に被害を自覚し、周囲への相談や当事者の支援につなげられる可能性を持つ。
- 他方、報道によれば、長女は「警察が来て一番驚いているのは自分自身」と述べたとされている。
- 相談者が予期しない帰結を招くリスクが、本件で指摘されている。
  - 対話型 AI が児童相談所の相談窓口を案内した後、警察への通報、現行犯逮捕、マスメディアでの事件報道などが短時間で連鎖している。
  - 当事者は、相談しただけのつもりだったのに「取り返しのつかないことになった」と感じる場合がある。
  - これは、相談窓口へのアクセス拡大が、当事者の意思決定や制御可能性を損なうことにつながるおそれを示唆している。
- 解決策として、対話型 AI の回答にリスク説明を追加することが考えられるが、妥当ではない。
  - 前提として、相談者には制度的帰結を知る権利がある。相談内容によっては、児童相談所が警察と連携することや、本人の意向に反して安全確保が行われる場合もあることなど、対応策とその帰結をあわせて情報提供する必要がある。
  - しかし、ここで注意すべきは、対話型 AI の回答に説明を増やせばよいわけでは

---

<sup>4</sup> 政府広報オンライン「DV（配偶者や交際相手からの暴力）に悩んでいませんか。一人で悩まず、お近くの相談窓口にご相談を！」2025年5月1日、<https://www.gov-online.go.jp/article/202402/entry-5667.html>

ないという点である。

- 一般に、DV等の相談者は、しばしば危機的状況にあり、同時に強い自責感を抱いている。そうした人に対して、入口段階でリスクを説明しすぎれば、相談や通報をためらわせるおそれがある。
- 必要なのは、初期のリスク説明の最大化というよりも、相談の萎縮を招かない段階的説明である。

### 3. 児童相談所と捜査機関

- 報道によれば、相談者本人である長女の意向は聞かれることなく、児童相談所から警察（捜査機関）に通報されたとされている。
- 児童相談所と捜査機関は、過去の重大事件を背景に、連携を強化してきた。
  - 厚生労働省の通知において、児童虐待対応では児童相談所や市町村が、関係機関と緊密に連携し、子どもの安全確保を最優先にすることが重要としている<sup>5</sup>。
  - なお、児童相談所虐待対応ダイヤル「いちはやく」という制度がある。「189」に電話をかけると、無料かつ匿名で児童相談所に通告・相談ができる全国共通の仕組みである。コールセンターを通じて発信者の居住地は特定され、近隣の児童相談所に電話が転送される<sup>6</sup>。
  - 児童相談所は、通告者から事案の内容を聞き取り、緊急性が高いと判断した場合は、警察と連携して対応することがある。
- この点は、「偽陰性」と「偽陽性」のトレードオフとして整理できる。
  - ここでいう「偽陰性」とは、本当は危険なDVや虐待であるにもかかわらず、相談を受けた側が「本人が介入を望んでいない」「大したことではない」と判断し、

---

<sup>5</sup> 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」子家発0720第2号、2018年7月20日。

<sup>6</sup> こども家庭庁「児童相談所虐待対応ダイヤル『189』について」<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/gyakutai-taiou-dial>

介入しないことである。結果として、被害が継続・悪化し、重大事件に至るおそれがある。

- ここでいう「偽陽性」とは、本当は緊急性が高くない事案について、相談を受けた側が危険事案として扱い、社会的制裁などにつながることである。
- DV・虐待が疑われる場合、初動においては、「偽陰性」の予防が重視される。
  - 生命身体の被害や長期的な心的外傷は、後から回復できない場合がある。本人が問題ないと言っている、それが支配関係、恐怖、罪悪感、加害者への依存から出ている可能性がある。
- ただし、介入後には、「偽陽性」の可能性や弊害を考慮すべきである。
  - つまり、初期は安全確認を優先するが、いったん安全を確保した後は、事実確認や本人の意思確認などを行う必要がある。
- 相談者に対して、適時適切に説明や心理的ケアを行うことも重要である。
  - 相談者が傷つくのは、相談した後に、公的機関が動いたり家族関係が変わったりしたという帰結を、本人が背負ってしまう場合である。
  - 例えば、「自分が相談したせいで親が逮捕された」「親の仕事を失わせた」「家庭を壊してしまった」などと感じる場合がある。
  - 心理的ケアやフォローが不十分であれば、相談者は介入後に孤立する。その経験が社会に共有されれば、別の当事者が相談をためらうことにもつながる。

## 4. 捜査機関と事件報道

- 本件は、逮捕直後に初期報道がされていた。
  - 児童相談所から捜査機関への通報は 2026 年 5 月 25 日 19 時頃、報道機関によ

る速報は同日 22 時半頃だった<sup>7</sup>。なお、監督の記者会見と辞任発表は翌 26 日午前である。

- 現役のプロ野球監督が暴行容疑で逮捕・釈放され、辞任に至ったことには公益性があると考えられる。そのため、報道すること自体に問題はない。
- 報道を受けて、SNS では憶測や誹謗中傷が見られた。
  - 本件の発端が「娘同士の喧嘩を止めに入った」「長女に言い返されてカッとなった」と報じられたことから、SNS では監督に関して「家庭でもスパルタだったのでは」「もともと酒癖悪くて暴力的」等のコメントが投稿されていた。家庭環境に関する憶測や人格攻撃的な決めつけにあたる。
  - 記者会見で「長女からの手紙」とされる文章が公表されると、「親子喧嘩を大ごとにした」「親を無職にした」「父親のおかげでいい暮らしができていたのにぶち壊した」等のコメントが投稿されていた。長女への人格攻撃や、親不孝にすり替えた非難にあたる。
  - 加えて、「AI が騒動を大きくした」「児相の過剰反応」等のコメントも見られた。
- 報道すること自体は公益性があるとしても、未確定の情報が、誹謗中傷を誘発する形で流通した点に問題があるのではないかと。
  - 日本弁護士連合会は、犯罪被害者や家族への取材・報道について、尊厳とプライバシーを尊重し、置かれた状況や意向に十分配慮することを求めている<sup>8</sup>。
- 本件について、執筆時点（2026 年 5 月）で捜査機関側のリークであると断定することはできない<sup>9</sup>。

---

<sup>7</sup> 例えば、TBS が 2026 年 5 月 25 日 22:24 に「速報」として「現行犯逮捕、先ほど釈放」と報じている。TBS テレビ【速報】巨人・阿部慎之助監督を暴行の疑いで現行犯逮捕 先ほど釈放 警視庁 | TBS NEWS DIG, 2026 年 5 月 25 日, <https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/2683967>

<sup>8</sup> 日本弁護士連合会「報道機関に対し、犯罪被害者等の尊厳及びプライバシーを尊重して、その置かれている状況や意向に十分配慮することを求める意見書」2023 年 12 月 14 日

<sup>9</sup> 弁護士ドットコムニュースが警視庁に確認したところ、本件については「広報なし」と説明を受けたと報じている。一宮俊介「阿部慎之助監督『逮捕』報道、警視庁は広報なし...『捜査関係者によると』が生む危うさ」弁護士ドットコムニュース, 2026 年 5 月 27 日, [https://www.bengo4.com/c\\_18/n\\_20459/](https://www.bengo4.com/c_18/n_20459/)

- しかし、捜査情報が報道機関にリークされることは一般に見られ、また、刑事手続きの前に社会的制裁が進むことも散見される。
  - 逮捕に関する報道は、たとえ未確定で検証を要する情報を含むとしても、誹謗中傷に直結しやすい。
  - 著名人や有名な組織の場合は、その傾向が顕著である。
- 報道機関は、捜査情報の取扱いについて、改めて見直すべきではないか<sup>10</sup>。
  - 特に、被疑者だけでなく、相談者にも重い負担を与えるケースについての報道倫理を検討すべきである。
  - 加えて、初報の後に、初報とは矛盾・対立する情報が判明した場合、後続報道で対応し、初報がもたらした誤解や憶測を検証する必要がある。
- 関連して、実名報道の意義についても、SNS 上で論じられている。
  - 逮捕は嫌疑の確定（有罪）ではないが、あまり区別されずに受け止められていることが多い。
  - そうした誤解に基づく関係者への二次被害を避けるために、実名報道を抑制するという発想は、一見すると妥当に思える。
  - しかし、本来必要なのは、多くの人が捜査情報を適切に受け止められる環境を整えることである。

---

<sup>10</sup> なお、日本新聞協会は、「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」（2008年1月16日）において、「捜査段階の供述の報道にあたっては、供述とは、多くの場合、その一部が捜査当局や弁護士等を通じて間接的に伝えられるものであり、情報提供者の立場によって力点の置き方やニュアンスが異なること、時を追って変遷する例があることなどを念頭に、内容のすべてがそのまま真実であるとの印象を読者・視聴者に与えることのないよう記事の書き方等に十分配慮する」「事件に関する識者のコメントや分析は、被疑者が犯人であるとの印象を読者・視聴者に植え付けることのないよう十分留意する」と定めている。また、日本民間放送連盟「放送基準」6章(32)において「ニュース報道にあたっては、個人のプライバシーや自由を不当に侵したり、名誉を傷つけたりしないように注意する」と定めている。加えて、BPO（放送倫理・番組向上機構）や新聞各社の第三者機関など、自己点検・事後検証の仕組みも存在している。

## 5. 事件報道と SNS

- 事件報道に関連して、SNS では、被疑者だけでなく相談者への誹謗中傷も散見される。
  - DV 等において、相談者は罪悪感を抱きやすい。そこに SNS での誹謗中傷が加わると、相談したこと自体を後悔するなど、自己破壊的な経験になってしまう。
  - また、一部の事件では相談者が過剰に攻撃されることもある。特に著名人が関係しており、その社会的評価の低下や組織的処分などにつながった場合、ファン心理から相談者への怒りに転化しやすい。
  - 他方、捜査機関による逮捕、事件報道、所属組織による処分などについて、相談者は制御できない場合も多い。
- 誹謗中傷は、相談者一般を萎縮させる。
  - 個人攻撃だけでなく、児童保護制度に対する萎縮効果もまた問題となる。
  - ただし、誹謗中傷を防ぐために事件報道を控えるというのは、別の弊害を生じさせる。つまり、誰が逮捕されたのかが公表されなければ、刑事司法の透明性が損なわれ、その運用が正しく行われているかを検証することが難しくなる。
- SNS の利用者は、捜査情報や初期報道をどう受け止めるかについてのリテラシーが求められる。

## 6. おわりに

- 対話型 AI は、DV や虐待の当事者を公的機関の相談窓口につなぐ有効な入口になりうる。しかし、広がってきた入口に続く仕組みが、十分ではない可能性が示唆されている。アクセスを広げるだけでなく、制度全体を通じて、相談者の安全を守る必要がある。
- 具体的には、対話型 AI や相談窓口などの入口段階では、相談者の過度な萎縮を避けるため、段階的な説明が求められる。
- また、児童相談所と捜査機関の連携について、初動では相談者の安全確保を最優先すべきである。介入後には、事実確認、介入結果の説明、本人の意思確認、心理的ケアなどを行う必要がある。

- 事件報道については、未確定情報が誹謗中傷などを誘発し、相談者にも二次被害を及ぼす点を配慮すべきである。報道機関には、後続報道による修正・検証、関係者への影響を踏まえた報道倫理が求められる。
- さらに、SNS 上の誹謗中傷は、個別の相談者だけでなく、将来の相談者を萎縮させ制度全体に影響を与えるおそれがある。二次被害への対応と、逮捕と有罪確定を区別して受け止めるための啓発活動などが重要である。
- ところで、筆者は、かつて「児童虐待評価 AI をめぐる報道を振り返っておく：三重県とこども家庭庁のケース」という共著の中で、以下のように指摘していた。「結果として、AI への責任転嫁が生じており、人間の判断責任への注目が相対的に低下した」「AI は、いわば『スケープゴート』として扱われていた」<sup>11</sup>。本件からは、AI に関する課題も示唆されているが、AI 以外の課題も多数ある。そうした諸課題を包括的に検討する必要がある。
- AI 相談、児童相談所、捜査機関、報道、SNS が一気につながってしまう時代に、相談者の安全を守る制度が更新されることを期待する。

---

<sup>11</sup> 岸本充生・工藤郁子「児童虐待評価 AI をめぐる報道を振り返っておく——三重県とこども家庭庁のケース」ELSI NOTE 60 号, 2025 年, 13 頁

## AI 相談・通報・事件報道をめぐる論点整理

— 個人の相談が社会的事件へ過剰接続される時代に

工藤 郁子

大阪大学 社会技術共創研究センター 特任准教授 (2026年5月現在)

## From Private Trouble to Public Case: AI-Mediated Help-Seeking, Reporting, and Media Coverage

Fumiko Kudo

The University of Osaka



**大阪大学 社会技術共創研究センター**  
Research Center on Ethical, Legal and Social Issues

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 2-8  
大阪大学吹田キャンパステクノアライアンス C 棟 6 階  
TEL 06-6105-6084  
<https://elsi.osaka-u.ac.jp>

 **大阪大学**

ELSI